

「南房総市第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）」に
関するパブリックコメント実施結果について

保健福祉部健康支援課

1 目的

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「南房総市第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）」を作成し、これについて市民の皆様から御意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

2 実施期間

令和2年12月25日（金）から令和3年1月25日（月）までの32日間

3 周知方法

- (1) 広報みなみぼうそうお知らせ版1月号にパブリックコメントの実施について掲載
- (2) 健康支援課、市民課、朝夷行政センター及び各地域センターで計画（案）の閲覧を実施
- (3) 市ホームページに計画（案）を掲載

4 意見の提出状況

意見の提出者 2人（6件）

5 意見の概要と意見に対する考え方

該当箇所	意見の内容	意見に対する考え方
第1章 第3節 介護保険制度等 の改正のポイント (2) 地域共生社会の実現のため	昨年の通常国会で改正社会福祉法が成立。いわゆる福祉のワンストップについて、国から自治体に支援がなされています。この高齢者福祉計画において、どのような取り組みをされるか。	地域住民の抱える複合化・複雑化している課題やニーズに対し、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、既存の相談支援の取組を活

<p>の社会福祉法等の一部を改正する法律案</p>		<p>かしつつ、総合相談窓口の構築について、庁内で協議を進めていきます。</p>
<p>第3章 第2節 日常生活圏域の設定</p>	<p>基幹の地域包括支援センターが設けられますが、その目的と必要性は。ほかの福祉施策との関わりも含めて。</p>	<p>令和3年4月から設置する基幹型地域包括支援センターが中心となり、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括ケアの推進や介護予防の推進を図っていきます。</p>
<p>基本施策6 6-2 (2) 公共交通の充実</p>	<p>移動手段の問題については、館山市・南房総市と共同策定の地域公共交通網形成計画との連携を盛り込んでほしい。</p> <p>現在、館山市独自と館山市の事業による2つの循環バスが実証実験で運行。</p> <p>さらに、交通空白地帯から各地域の中心部までの移動手段・支援について、施策を明らかにしていただきたい。いわゆる、あらゆる送迎の輸送サービスの活用の可能性も検討項目に。</p>	<p>生活圏を共にする南房総市と館山市では、令和元年度に「南房総・館山地域公共交通活性化協議会」を立ち上げ、合同の「地域公共交通計画」の策定に取り組んでいます。</p> <p>今後、日常的な生活交通を維持しながら利便性の高まる交通ネットワークの構築に取り組んでいく予定です。そのため、地域における輸送資源を活用することによる多様な可能性を検討し、移動困難者や交通空白地等の課題解消に繋がりたいと考えています。</p>
<p>基本施策6 6-4 (2) 交通安全対策の推進</p>	<p>警察、交通安全協会、JAF、自動車教習所などと連携し、高齢運転免許証保持者の教育を行い、免許証返納相談を実施する。</p> <p>免許証更新時の高齢者講習は、運転能力の適否に重点が置かれて</p>	<p>運転免許の返納については、公共交通網・外出支援サービス等の生活交通ネットワークの充実と併せた推進が必要と考えます。次期計画では、御指摘の通り自主的な返納の相談支援を通じて、既存</p>

	<p>いる。そのため、日常的に運転するための技量・知識保持のため上記事項が必要である。また、返納に伴う移動手段の確保などへの対応についての相談に応じ、返納を促進する。</p>	<p>事業の利用促進を図る旨、盛り込むこととしました。</p>
<p>基本施策7 7-2 (1) 日常生活の支援 ②緊急通報システム事業</p>	<p>協力員の依頼先に困難をきたす者に対しては、代替手段を提供する。</p> <p>協力員には責任が伴う、そのため高齢化率の高い当市では、引き受け手を探すのに困難をきたす場合がある。</p>	<p>今後も、親族、近隣の知人及び民生委員等の協力を得ながら事業の継続を図っていきます。</p>
<p>基本施策7 7-2 (3) 経済的な支援 ①家族介護慰労事業</p>	<p>実態調査を行い該当世帯を抽出する。その結果に基づき給付を行い、必要があれば各種介護サービスの提示・紹介をする。</p> <p>該当世帯がない実態が続いている。この事態が現実であれば当該事業そのものを見直す必要がある。資源を他の事業に振り分けることなどが必要となろう。また、実態調査の結果、該当世帯が存在するのであれば、給付を行うとともに、必要があれば介護サービスへ誘導する。</p>	<p>国の制度を受けて事業を実施しており、現在、利用者はおりませんが、今後も対象者の把握及び事業の周知を図り、引続き介護者の経済的負担の軽減を図っていきます。</p>